

【議案第 1 号】

会長の選出について

このことについて、栗東市都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、学識経験を有する者として任命された委員のうちから選出願います。

会 長

栗東市都市計画審議会委員名簿 第13期（R7.5.29～）

条 例	氏 名	備 考
第1号委員 (学識経験を有する者)	塚 口 博 司	立命館大学 名誉教授
	山 出 美 弥	立命館大学政策科学部 准教授
第2号委員 (市議会議員)	櫻 井 浩 司	栗東市議会議員
	上 石 田 昌 子	栗東市議会議員
	川 嶋 恵	栗東市議会議員
	梶 原 美 保	栗東市議会議員
	寺 田 靖 広	栗東市議会議員
第3号委員 (関係行政機関の職員)	池 田 昌 司	滋賀県南部土木事務所 所長
第4号委員 (住民代表)	武 村 秀 夫	栗東市農業委員会 会長
	山 口 善 彰	公募委員

○栗東市都市計画審議会条例

平成 13 年 3 月 26 日

条例第 3 号

(設置)

第 1 条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、栗東市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について、本市が提出する意見に関すること。
- (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 2 人以内
- (2) 市議会議員 5 人以内
- (3) 関係行政機関の職員 2 人以内
- (4) 住民代表 3 人以内

2 前項に定める委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることが出来るものとし、非常勤とする。

(臨時委員)

第 4 条 審議会に、特別の事項を審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、会長は学識経験を有する者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、審議会の審議を助ける。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(栗東町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正)

2 栗東町議会の議決すべき事件に関する条例(昭和36年栗東町条例第29号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(栗東町総合計画審議会条例の一部改正)

3 栗東町総合計画審議会条例(昭和50年栗東町条例第28号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(栗東町総合計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際、現に改正前の栗東町総合計画審議会条例第3条の規定により任命された委員の任期については、なお従前の例による。